

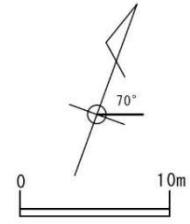
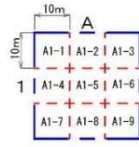
土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	兵庫区荒田町2丁目1番12の一部、1番15の一部
指定の区分	<input type="checkbox"/> 要措置区域 <input checked="" type="checkbox"/> 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和3年6月25日
特定有害物質の種類	砒素及びその化合物、鉛及びその化合物
2. 土壤汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壤汚染対策法 <input checked="" type="checkbox"/> 第3条 <input type="checkbox"/> 第4条第2項 <input type="checkbox"/> 第14条 <input type="checkbox"/> その他（第 条）
試料採取等対象物質	地歴調査で使用等が確認された、特定有害物質26項目
土地の地歴調査結果	・ 燐寸工場（明治40年～昭和41年）、研究所（昭和41年～） ・ 研究所での使用薬品に特定有害物質（砒素及びその化合物、鉛及びその化合物）が含まれる。
土壤の測定結果	・ 砒素及びその化合物 溶出量最大 0.011 mg/L（指定基準値 0.01mg/L） ・ 鉛及びその化合物 含有量最大 190 mg/kg（指定基準値 150 mg/kg）
基準超過が確認された土地の面積	275.2 平方メートル
土壤汚染の原因	事業活動によるものと思われる。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壤の直接摂取	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：土壤を直接摂取するおそれがある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：塀等で囲まれており一般の人が立ち入る土地ではない。）
4. 今後の対応	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように土壤汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

位置図



指定区域図



【起点】
神戸市兵庫区荒田町2-1-15の境界北端を起点とする。

【格子の回転角度】
起点を支点として、東西方向及び平行南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に70.0度回転させてえられる線により、調査範囲を区画した。

